

おだわらの個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度は、令和5年度から個人情報の保護に関する法律に基づき実施しています。法律の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的（第1条）

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

(2) 用語の意義（第2条、第60条）

ア 個人情報…生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となります。

イ 個人識別符号…当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令※で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。

※個別識別符号について政令で定められているもの

(ア) 身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの

DNA、容貌、虹彩の模様、声帯の振動、歩行の態様、静脈の形状、指紋 等

(イ) 旅券法の旅券の番号

(ロ) 国民年金法の基礎年金番号

(ハ) 道路交通法の免許証の番号

(ニ) 住民基本台帳法の住民票コード

- (カ) マイナンバー
- (キ) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法の被保険者証に記載された文字、番号、記号その他の符号（保険者番号及び被保険者記号・番号等）
- (ク) その他前各号に準ずるもの

ウ 要配慮個人情報…不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の（１）から（１１）までの記述等が含まれる個人情報をいいます。

（１）人種、（２）信条、（３）社会的身分、（４）病歴、（５）犯罪の経歴、（６）犯罪により害を被った事実（７）身体障害、知的障害、精神障害など心身の機能の障害があること。（８）本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査結果（９）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。（１０）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）。（１１）本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

エ 保有個人情報…行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいいます。

ただし、行政文書に記録されているものに限りません。

オ 個人情報ファイル…保有個人情報を含む情報の集合体であって、次のものをいいます。

- ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）
- ② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）

（３）基本理念（第３条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければなりません。

(4) 地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有します。

(5) 行政機関等における個人情報等の取扱い

ア 個人情報の保有の制限等（第61条）

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

イ 利用目的の明示（第62条）

行政機関等は、本人から直接書面等に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

ウ 不適正な利用の禁止（第63条）

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

エ 適正な取得（第64条）

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

オ 正確性の確保（第65条）

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

カ 安全管理措置（第66条）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

キ 従業者の義務（第67条）

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、委託業務や指定管理業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

ク 漏えい等の報告等（第 68 条）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの（※）が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければなりません。

上記の場合には、行政機関の長等は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければなりません。

※個人情報保護委員会規則で定めるもの（個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務づけられた事態）

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等

ケ 利用及び提供の制限（第 69 条）

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

コ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第 75 条）

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

（6）開示、訂正及び利用停止

個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で、重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止を請求することができます。

ア 開示請求（第 76 条～第 89 条）

（開示請求権 第 76 条）

何人も、行政機関の長等に対し、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

（開示決定等の期限 第 83 条「小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」といいます。）第 3 条読み替え）

行政機関の長等は、開示請求があった日から 15 日以内に開示決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間を延長することがあります。

（手数料 第 89 条「条例第 4 条読み替え」）

手数料は徴収しません。ただし、開示請求者は、写しの交付により保有個人情報の開示を受けるときは、当該写しの作成に要する費用を負担していただきます。

イ 訂正請求（第 90 条～第 97 条）

（訂正請求権 第 90 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。

（訂正決定等の期限 第 94 条）

行政機関の長等は、訂正請求があった日から 30 日以内に訂正決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間を延長することがあります。

ウ 利用停止請求（第 98 条～第 103 条）

（利用停止請求権 第 98 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法の規定に違反した取扱いがされていると思料するときは、行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

（利用停止決定等の期限 第 102 条）

行政機関の長等は、利用停止請求があった日から 30 日以内に利用停止決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間を延長することがあります。

2 個人情報保護制度の運用状況（令和8年3月31日現在）

（1）実施機関の個人情報ファイル簿の作成状況

令和7年度末現在、実施機関の個人情報ファイル簿の作成数は、583件となっています。
実施機関別でみると、市長部局が507件で最も多くなっています。【表－1】

【表－1】実施機関別個人情報ファイル簿の作成状況（単位：件）

市 長	教 育 委 員 会	議 会	選 挙 管 理 委 員 会	公 平 委 員 会	農 業 委 員 会	固定資 産評価 委員会	監査委員	土地開 発公社	病院事業 管理者	消防長	計
507	42	0	16	0	8	0	0	0	1	9	583

（2）開示、訂正、利用停止等の請求の状況

令和7年度の個人情報の開示請求者は50人、請求件数は57件で、保有個人情報の訂正請求はありませんでした。

なお、小田原市の個人情報保護制度は、平成4年から開始し、令和7年度末現在で保有個人情報の開示請求者数は1,257人、請求件数は1,521件で、訂正請求の請求者数は7人、請求件数は8件です。利用停止等の請求者数は4人、請求件数は7件です。【表－2】

【表－2】開示、訂正、利用停止等の請求者数及び請求件数の内訳（ ）は特定個人情報分の内数

区 分		H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
開示請求	請求者数（人）	1,024(0)	32(0)	53(0)	57(0)	41(0)	50(0)	1,257(0)
	請求件数（件）	1,240(0)	36(0)	63(0)	73(0)	52(0)	57(0)	1,521(0)
訂正請求	請求者数（人）	2	0	1	2	2	0	7
	請求件数（件）	2	0	1	2	3	0	8
利用停止 等請求	請求者数（人）	0	1	1	2	0	0	4
	請求件数（件）	0	3	1	3	0	0	7

※ 令和2年度から、小田原市立病院の診療情報は、市立病院の定める指針に基づく開示申出手続きによることとしています。

令和7年度に保有個人情報の開示請求のあった57件を実施機関別にみると、市長が49件、教育委員会が2件、消防長が6件となっています。

【表－3A】

【表－3A】開示請求の実施機関別内訳（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	1,111(0)	35(0)	58(0)	65(0)	44(0)	49(0)	1,362(0)
教 育 委 員 会	105(0)	0	2(0)	0	1(0)	2(0)	110(0)
議 会	3(0)	1(0)	0	1(0)	0	0	5(0)
選挙管理委員会	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)
公 平 委 員 会	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)
農 業 委 員 会	12(0)	0	1(0)	0	1(0)	0	14(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	7(0)	0	0	0	0	0	7(0)
病院事業管理者	—	0	2(0)	3(0)	4(0)	0	9(0)
消 防 長	—	—	—	4(0)	2(0)	6(0)	12(0)
計	1,240(0)	36(0)	63(0)	73(0)	52(0)	57(0)	1,521(0)

訂正請求の実施機関別内訳は【表－3B】のとおりです。

【表－3B】訂正請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	0	0	1	2	3	0	6
教 育 委 員 会	2	0	0	0	0	0	2
議 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	—	—	0	0	0	0	0
消 防 長	—	—	—	0	0	0	0
計	2	0	1	2	3	0	8

利用停止等請求の実施機関別内訳は【表－３Ｃ】のとおりです。

【表－３Ｃ】利用停止等請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	0	3	1	3	0	0	7
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	—	—	0	0	0	0	0
消 防 長	—	—	—	0	0	0	0
計	0	3	1	3	0	0	7

（３）開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況

開示請求５７件の処理状況は、開示が３２件、一部開示が１７件、不開示（不存在を含む。）が８件でした。【表－４】

【表－４】開示請求の処理状況（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分		H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	構成比(%)
処 理 区 分	開 示	752(0)	20(0)	33(0)	35(0)	31(0)	32(0)	903(0)	59.4
	一部開示	285(0)	11(0)	20(0)	29(0)	16(0)	17(0)	378(0)	24.9
	不開示(不存在を含む。)	183(0)	5(0)	7(0)	7(0)	5(0)	8(0)	215(0)	14.1
	却 下	5	0	0	0	0	0	5	0.3
	存否応答拒否	1	0	0	1(0)	0	0	2(0)	0.1
請求の取下げ		14	0	3	3	0	0	18	1.2
計		1,240(0)	36(0)	63(0)	73(0)	52(0)	57(0)	1,521(0)	100

訂正請求の処理状況は【表－５】のとおりです。

【表－５】訂正請求の処理状況（単位：件）

区 分		H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
処理 区分	訂正	0	0	1	1	3	0	5
	不訂正	2	0	0	1	0	0	3
請求の取下げ		0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	1	2	3	0	0

停止請求の処理状況は【表－６】のとおりです。

【表－６】停止請求の処理状況（単位：件）

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
処 理 区 分							
停止	0	2	0	0	0	0	2
不停止	0	1	1	3	0	0	5
請求の取下げ	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	1	3	0	0	7

不開示及び一部開示の決定をした不開示理由を法第78条の「不開示情報」別にみると、他の個人に関する情報（第2号）該当が16件、事務事業の執行に関する情報（第7号）該当が3件となっています。 【表－７】

【表－７】不開示（一部開示を含む）情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

区 分	R7年度
本人の生命等を害する情報 (第1号)	0
他の個人に関する情報 (第2号)	16
法人等に関する情報 (第3号)	0
国の安全が害される、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る情報 (第4号)	0
犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報 (第5号)	0
審議、検討、協議に関する情報 (第6号)	0
事務事業の執行に関する情報 (第7号)	3
計	19

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和7年度の主な請求内容及び処理状況は、【表－８】のとおりです。

【表－８】令和7年度 主な保有個人情報の開示の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	不開示理由
名寄帳	資産税課	開示	
市税等納付状況	市税総務課		
主治医意見書	高齢介護課	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報

(4) 請求拒否処分に対する審査請求

令和7年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、ありませんでした。

なお、平成4年の条例制定から令和7年度末までの間に14件の審査請求があり、小田原市個人情報保護審査会から、取下げ1件を除く13件の事案について答申が出されています。実施機関では12件について答申どおりの決定をし、1件には答申と相違する決定をしています。 【表－9A】【表－9B】

【表－9A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市個人情報保護審査会				決定件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	14件	14件	13件	0件	1件	13件

※ 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。

※ 次頁【表－9B】の諮問番号15は制度の改善に関する諮問ですので、審査請求による実施機関からの諮問数は14件です。

【表－9B】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問番号	異議申立て事案	実施機関	年月日		審査会内容 答申内容	異議申立てに対する決定
1	指導要録記載中の欠席理由不訂正の件	教育委員会	申立	H4. 6. 18	教育委員会の処分は妥当	答申どおり（棄却）
			諮問	H4. 7. 17		
			答申	H5. 12. 2		
			決定	H6. 1. 20		
2	職員会議録記載内容一部開示の件	教育委員会	申立	H4. 7. 31	一部を除いて開示が妥当	答申どおり（一部変更）
			諮問	H4. 8. 5		
			答申	H7. 1. 5		
			決定	H7. 4. 25		
3	平成元年5月1日、平成2年3月初めころの打ち合わせ記録不存在の件	教育委員会	申立	H4. 9. 11	教育委員会の処分は妥当	答申どおり（棄却）
			諮問	H4. 9. 24		
			答申	H8. 1. 9		
			決定	H8. 1. 30		
4	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	H4. 10. 27	開示が妥当	答申どおり（変更）
			諮問	H4. 11. 13		
			答申	H7. 9. 18		
			決定	H7. 10. 25		
5	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	H5. 5. 10	開示が妥当	答申どおり（変更）
			諮問	H5. 5. 19		
			答申	H6. 10. 28		
			決定	H7. 4. 25		
6	福祉関係の一部開示の件	市長	申立	H5. 8. 3		
			諮問	H5. 8. 12		
			取下	H5. 12. 17		

諮問 番号	異 議 申 立 て 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異 議 申 立 て に 対 す る 決 定
7	指導要録所見欄不訂正の件	教育委員会	申立	H9. 7. 1	一部を除いて削除 が妥当	答申と相違 (棄却)
			諮問	H9. 7. 16		
			答申	H10. 12. 24		
			決定	H13. 12. 19		
8	教諭3名に対する事情聴取記録不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	教育委員会の処分 は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
9	教育委員会協議会記録不開示の件	教育委員会	申立	H11. 5. 6	一部を除いて開示 が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H11. 5. 18		
			答申	H12. 7. 28		
			決定	H12. 8. 29		
10	戸籍謄・抄本等請求書一部開示の件	市 長	申立	H18. 6. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H18. 6. 30		
			答申	H18. 12. 25		
			決定	H18. 12. 27		
11	戸籍謄・抄本等請求書一部開示の件	市 長	申立	H18. 7. 18	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 1. 11		
			答申	H19. 3. 29		
			決定	H19. 3. 30		
12	住民票写し等請求書一部開示の件	市 長	申立	H19. 10. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 11. 8		
			答申	H20. 5. 12		
			決定	H20. 5. 15		
13	福祉関係記録等一部開示の件	市 長	申立	R4. 8. 29	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 11. 15		
			答申	R6. 3. 15		
			決定	R6. 4. 30		
14	福祉関係記録等一部開示の件	市 長	申立	R4. 10. 31	一部を除いて開示 が妥当	答申どおり (開示)
			諮問	R5. 3. 16		
			答申	R6. 3. 15		
			決定	R6. 4. 30		
15	市立病院の診療録開示手数料について	市 長	諮問	R7. 8. 28		
			答申	R7. 12. 8		

(5) 個人情報保護審査会の状況

令和7年度は、諮問第15号の事案についての審議を行いました。個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。【表－10A】【表－10B】

【表－10A】個人情報保護審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
15	R7. 8. 28	諮問第15号「市立病院の診療録開示手数料について」の事案の審議
	R7. 9. 18	事案の審議
	R7. 10. 27	事案の審議
	R7. 11. 17	答申案の検討

【表－10B】個人情報保護審査会委員（令和8年3月31日現在）

氏 名	職 業	役職名	その他
林 良 英	元小田原市職員	会長	3期目(令和3年4月1日～)
三 川 真 由 美	弁護士	会長職務代理者	10期目(平成19年4月1日～)
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	5期目(平成29年4月1日～)
塩 原 真 理 子	東海大学法学部准教授	委員	9期目(平成21年4月1日～)
伊 奈 誠 司	弁護士	委員	4期目(平成31年4月1日～)